

◎新潟県告示第369号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、阿賀町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成30年4月6日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
5月7日（月）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	阿賀町役場多目的ホール	阿賀町全域
5月8日（火）			
5月9日（水）		阿賀町鹿瀬支所車庫	
5月10日（木）		阿賀町上川支所農政車庫	
5月11日（金）		阿賀町三川支所車庫	
5月14日から平成31年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月31日、平成31年1月1日、1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会